	H10年度】 地方自治法施行市第107架072第1項第35、第45に基づく随息契約 発注見通し・契約前公表					契約締結事項					
契約の件名	契約の時期	契約の内容	契約の相手方 の決定方法	選定基準	担当課	契約の相手方	契約の相手方 とした理由	契約金額 (税込)円	契約年月日	履行期限	
旧福岡中央小学 校草刈り作業	令和5年6月 令和5年11月	旧福岡中央小学校の 校庭・駐車場等の除 草、草刈等の作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	財政課	_	-	-	1	l	
笠懸町第9区集 会所跡地草刈り 作業	令和5年6月 令和5年11月	集会所跡地の除草、 草刈等の作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	財政課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	100, 368	令和5年7月21日	令和5年11月30日	
東町神戸上ノ平 地区住民セン ター跡地草刈り 作業	令和5年6月 令和5年11月	集会所跡地の除草、 草刈等の作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	財政課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	30, 544	令和5年7月21日	令和5年11月30日	
東町神戸下小池 集会所跡地草刈 り作業	令和5年6月 令和5年11月	集会所跡地の除草、 草刈等の作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	財政課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	30, 544	令和5年7月21日	令和5年11月30日	
東町神戸桑平木 集会所跡地草刈 り作業	令和5年6月 令和5年11月	集会所跡地の除草、 草刈等の作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルパー人 材センターであること。	財政課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	32, 644	令和5年7月21日	令和5年11月30日	
阿左美駅公衆ト イレ清掃業務	令和5年4月	阿左美駅公衆トイレ の清掃業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルパー人 材センターであること。	企画課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	125, 742	令和5年4月1日	令和5年12月21日	
アサガオ苗購入	令和5年4月	緑のカーテンの苗配 布用アサガオ苗の購 入	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123 号)に規定する地域活動支援 センターであること。	生活環境課	みどり市社会福祉協 議会	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	60, 000	令和5年4月17日	令和5年5月26日	
環境パトロール 業務委託	令和5年4月	不法投棄監視バト ロール及び不法投棄 物の回収	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	生活環境課	公益社団法人 みど リ市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	契約単価: 930円/時間 事務手数料 (4月~9 月) 15% (10月~3 月) 17% 軽トラ使用 料:2,100 円/日 ※年間上限 1,676,932	令和5年4月3日	令和6年3月31日	
みどり市東保健 センター清掃業 務	令和5年4月	・施設の拭き清掃、 掃き清掃、トイレ清 掃及び除草等 ・草刈剪定	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	健康管理課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 最大 97,660円	令和5年4月21日	令和6年3月31日	
笠懸グラウンド 清掃業務	令和5年4月	笠懸グラウンドほか 施設内及びトイレの 清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	スポーツ 振興課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 930円(7~9 月は980 円)/時間+ 事務費15% (10月~3月 は17%)	令和5年4月3日	令和6年3月31日	
笠懸グラウンド 維持管理業務	令和5年4月	笠懸グラウンドほか 施設内の樹木の剪 定、除草	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルパー人 材センターであること。	スポーツ 振興課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 1,080円/時間+事務費 15%(10月 ~3月は 17%)	令和5年4月3日	令和6年3月31日	
西鹿田グラウン ド清掃業務	令和5年4月	西鹿田グラウンド施 設内及びトイレの清 掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	スポーツ 振興課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 930円(7~9 月は980 円)/時間+ 事務費15% (10月~3月 は17%)	令和5年4月3日	令和6年3月31日	
西鹿田グラウン ド維持管理業務	令和5年4月	西鹿田グラウンド施 設内の樹木の剪定、 除草	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	スポーツ 振興課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 1,080円/時間+事務費 15%(10月 ~3月は 17%)	令和5年4月3日	令和6年3月31日	
市民体育館草刈等業務	令和5年4月	市民体育館施設内の 草刈等作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	スポーツ 振興課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 1,080円/時間+事務費 15%(10月 ~3月は 17%)	令和5年4月3日	令和6年3月31日	
東運動公園施設 管理業務委託	令和5年4月	体育館管理業務及 び公園施設管理業 務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	スポーツ 振興課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価学的 体育館業 900円/時間 公園施設業務間 1,080円/開間 +事務 1,080円/ 15% (10月 ~3月は 17%)	令和5年4月3日	令和6年3月31日	
市民農園管理業務	令和5年4月	諸町市民農園内の清 掃及び除草作業等	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	農林課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	225, 831	令和5年4月3日	令和6年3月31日	

	平度』 地力自治法施行市第10/宋02第1項第3亏、第4亏に参り、随息契約 発注見通し・契約前公表					契約締結事項				
契約の件名	契約の時期	契約の内容	契約の相手方 の決定方法	選定基準	担当課	契約の相手方	契約の相手方 とした理由	契約金額 (税込)円	契約年月日	履行期限
市民農園管理運 営業務	令和5年9月	諸町市民農園内の区 画整理等管理運営	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サー ビス事業を行う施設であること。	農林課	社会福祉法人 咲福祉 会	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	248, 600	令和5年9月11日	令和6年3月31日
みどり市農林業 センター清掃業 務	令和5年4月	みどり市農林業セ ンター施設内の清 掃作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	農林課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	491, 936	令和5年4月3日	令和6年3月31日
林道パトロール 業務委託	令和5年4月	林道梅田小平線内の 清掃作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	農林課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	402, 863	令和5年4月11日	令和6年3月28日
みどり市産材記 念品贈呈事業の 記念品作成業務 委託	令和5年6月	みどり市産材記念品 贈呈事業の記念品作 成業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123 号)に規定する障害福祉サービス事業を行う施設であること。	農林課	社会福祉法人 三和 会 木工工芸館 エ 房ふじ	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	717, 079	令和5年6月21日	令和6年3月19日
カタクリさくら まつり 駐車整 理業務委託	令和5年4月	カタクリさくらまつ り開催時の駐車場整 理業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルパー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	105, 880	令和5年4月1日	令和5年4月2日
カタクリさくら まつり 本部運 営受付業務委託	令和5年4月	カタクリさくらまつ り開催時のまつり本 部運営受付業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルパー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	26, 910	令和5年4月1日	令和5年4月2日
要害山遊歩道・ 高津戸峡遊歩道 清掃業務	令和5年4月	要害山遊歩道及び高 津戸峡遊歩道の清掃 業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルパー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	1, 637, 357	令和5年4月3日	令和6年3月31日
岩宿駅前公衆トイレ清掃業務	令和5年4月	岩宿駅前公衆トイレ の清掃業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルパー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	179, 629	令和5年4月3日	令和6年3月31日
菊制作業務委託	令和5年9月	関東菊花大会会場内 に展示する菊の制作 補助及び菊展示作業 の補助	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	252, 252	令和5年10月5日	令和5年10月20日
ながめ公園内清 掃及びトイレ清 掃業務委託	令和5年10月	関東菊花大会期間中 のながめ公園内の清 掃及びトイレ清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	408, 564	令和5年10月5日	令和5年11月23日
カタクリさくら まつり 駐車整 理業務委託	令和6年3月	カタクリさくらまつ り開催時の駐車場整 理業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	265, 566	令和6年3月23日	令和6年3月31日
カタクリさくら まつり 本部運 営受付業務委託	令和6年3月	カタクリさくらまつ り開催時のまつり本 部運営受付業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	観光課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	128, 676	令和6年3月23日	令和6年3月31日
岡登親水公園清 掃業務委託	令和5年4月	公園内のゴミ拾い清 掃、除草(手作業お よび機械作業)、池 の清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~9 月) 1,080 円/時間+ 事務費 15% (10月~3 月) 1,080 円/時間+ 事務費 17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
水辺公園清掃業 務委託	令和5年4月	公園内のゴミ拾い清 掃、除草、人工河川 の清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~6 月) 930円/ 時間+事務 費15% (7月~9 月) 980円/ 時間+事務 費15% (10月~3 月) 930円/ 時間+事務 費17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
向原公園清掃業 務委託	令和5年4月	公園内のゴミ拾い清 掃、除草	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律・昭和46年法律第 68号に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~6 月) 930円/ 時間十事務 質15% (7月~9 月) 980円/ 時間十事務 費15% (10月~3 月) 930円/ 時間十事務 費17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
鹿の川沼周辺清 掃業務委託	令和5年4月	鹿の川および周辺の 除草、草刈(機械作 業)、剪定、ゴミ拾 い	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	除草・剪定 (4月~9 月)1,080 円/時間+ 事務費指5% (4月~6 月)930円/ 時間 費15% (7月~9 月)980円/ 時間・費15% (10月~3 月)930円/ 時間・980円/ 時間・980円/ 時間・980円/ 時間・980円/ 時間・980円/ 明初の円/ 明初の円/	令和5年4月3日	令和6年3月31日

	T	発注見	見通し・契約前公表	T				約締結事項		
契約の件名	契約の時期	契約の内容	契約の相手方 の決定方法	選定基準	担当課	契約の相手方	契約の相手方 とした理由	契約金額 (税込)円	契約年月日	履行期限
阿左美沼周辺清 掃業務委託	令和5年4月	阿左美沼周辺の除草、草刈(機械作業)、集草、片付け作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~9 月) 1,080 円/時間+ 事務費15% (10月~3 月) 1,080 円/時間+ 事務費17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
桐原上ノ台公園 清掃業務委託	令和5年4月	公園内のゴミ拾い清 掃、除草(手作業)	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~6 月) 930円/ 時間十事75% (7月~9 月) 980円/ 時間十事6 (10月~3 月) 930円/ 時間十事76 費17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
はねたき広場清掃業務委託	令和5年4月	公園内のゴミ拾い清 掃、除草 (手作業)	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~6 月) 930円/ 時間 十事務 費15% (7月~9 月) 980円/ 時間 十事務 費15% (10月~3 月) 930円/ 時間 十事務	令和5年4月3日	令和6年3月31日
ほたるの里公園 草刈作業	令和5年4月	公園内の除草 (機械 作業)	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~9 月) 1,080 円/時間+ 事務費15% (10月~3 月) 1,080 円/時間+ 事務費17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
草刈等業務	令和5年4月	建設課管理地の除草、除草剤散布、草 刈、動力刈払機)、集草、片付け作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~9 月) 1.080 円/時間+ 事務費15% (10月~3 月) 1.080 円/時間+ 事務費17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
道路・公園パト ロール業務委託	令和5年4月	道路穴の簡易補修、公園のゴミ拾い、道路のがま拾い、道路のがまたい、道路の発草除去、塩カルの散布	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建設課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(4月~9 月) 930円/ 時間+事務 費15% (10月~3 月) 930円/ 時間+事務 費17%	令和5年4月3日	令和6年3月31日
東町並分譲地除草業務	令和5年5月 令和5年8月 令和5年10月	東町並部分譲地及び緑地帯の除草・処分	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	都市計画課	_	_	-	-	-
屋内清掃業務委託	令和5年4月	市営住宅空き部屋の 拭き掃除、掃き掃 除、水回り掃除	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律・昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	建築住宅課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	除草:4月 から9月は1,242円/6間10月から 3月1,263円 /時間掃4月から9月/時間1,127円 間1,127円 10月から3月1,146円/時間1	令和5年4月3日	令和6年3月31日
地域安全パロー ル(単価契約)	令和5年4月	小中学校の下校時間 に防犯を目的に、青 色回転灯装着車によ る巡回パトロールを 実施する	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	危機管理課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価930円 +事務費 15%(4月~9 月)、事務 費17%(10月 ~3月)	令和5年4月3日	令和6年3月31日
沢入地区共同交 流生活ハウス 「いきがい」 居室清掃	随時 (入居退去時)	沢入地区共同交流生 活ハウス「いきが い」の入居、退去に 伴う居室清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	6, 210 6, 210	令和5年5月31日 令和5年7月26日	令和5年5月31日 令和5年7月26日
中野移住定住促進住宅居室清掃	随時 (入居退去時)	中野移住定住促進住 宅の入居、退去に伴 う居室清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	-	_	_	_	_
草木ダム右岸広 場等清掃業務	令和5年4月	草木ダム右岸広場及 び草木ダム下広場の トイレ清掃、広場内 清掃等	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価業者: 4月~6月月 で 4月~6月月 で 3月330円/ 5月~9月 980円 / 5961 で 4 1 1 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	令和5年4月3日	令和6年3月31日

	1	発注見	見通し・契約前公表		1			約締結事項		
契約の件名	契約の時期	契約の内容	契約の相手方 の決定方法	選定基準	担当課	契約の相手方	契約の相手方 とした理由	契約金額 (税込)円	契約年月日	履行期限
道の駅富弘美術館外トイレ等管理業務	令和5年4月	道の駅富弘美術館に おけるトイレ清掃や 敷地内の清掃、除草 等	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 ・作業費: 900円/時間 ・事務業業の15%(4 月~9月)、 17%(10月 ~3月)	令和5年4月3日	令和6年3月31日
東地域観光施設草刈業務	令和5年4月	公園など東地域の観 光施設等における草 刈りや枝木の伎採	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	单作 1. 080円/ 1. 080円/ 1. 080円/ 1. 080円/ 1. 080円/ 1. 1796 (10月 2. 100円/ 1. 1796 (10月 2. 100円/ 1. 100円/	令和5年4月25日	令和6年3月31日
東地域市道草刈業務	令和5年4月	東地域の市道及び市 道周辺における草刈 りや枝木の伐採	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単作 1,080円 1,080円 1,080円 手業の1596(4 月~9月)、17%(10月 23 月 円 4 : 2,100	令和5年4月25日	令和6年3月31日
東地域林道草刈業務	令和5年4月	東地域の林道及び林 道周辺における草刈 りや枝木の伐採	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単作 (1080円) 単価業別 (1080円) 手 (1080円) 手 (1080円) 手 (1080円) (1080円	令和5年4月25日	令和6年3月31日
簡易水道施設除 草業務	令和5年4月	簡易水道施設内の除 草	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単作 2 4 5 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	令和5年4月7日	令和5年11月30日
花桃植樹会場整 備等委託業務	令和5年4月	令和5年度花桃植樹会 場の整備業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	_	-	_	_	_
花桃植樹に伴う 管理業務	令和5年9月	令和2〜4年度に植樹 した花桃の育成管理	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	東市民生活課	-	_		l	l
桐生競艇駐車場 清掃業務	令和5年4月	桐生競艇場の市営駐 車場での清掃業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律・昭和46年法律第 68号に規定するシルバー人 材センターであること。	競艇事業局業務課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 (4月~9 月) 900円/時間 +事務% (10月~3 月時間 +事務費 17%	令和5年4月1日	令和6年3月31日
桐生競艇駐車場整理業務	令和5年4月	市営駐車場での整理 業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	競艇事業局 業務課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 (4月~9 月) 930円/時間費 15% (10月~3 月) 930円/時間費 17%	令和5年4月1日	令和6年3月31日
教育庁舎駐車場 草刈·除草剤散布 業務委託	令和5年6月	教育庁舎職員駐車場 内の除草及び除草剤 の散布	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	教育総務課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	59, 980	令和5年5月24日	令和5年7月31日
教育庁舎除草業 務委託	令和5年7月	教育庁舎敷地内の除 草	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	教育総務課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	(上記に含 めて発注)	令和5年5月24日	令和5年7月31日
教育庁舎駐車場 草刈·除草剤散布 業務委託	令和5年9月	教育庁舎職員駐車場 内の除草及び除草剤 の散布	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	教育総務課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	28, 314	令和5年9月25日	令和5年10月31日

【令和5年度】地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、第4号に基づく随意契約

【令和5年度】地方自治法施行令第16/条の2第1項第3号、第4号に基つく随意契約 発注見通し・契約前公表					契約締結事項					
契約の件名	契約の時期	契約の内容	契約の相手方 の決定方法	選定基準	担当課	契約の相手方	契約の相手方 とした理由	契約金額 (税込)円	契約年月日	履行期限
教育庁舎植栽剪 定業務	令和5年10月	教育庁舎敷地内の植 栽の剪定	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	教育総務課	_	_	_	-	-
花輪駅前教員住 宅草刈業務委託	令和5年6月	花輪駅前教員住宅敷 地内の除草及び除草 剤の散布	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	学校教育課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	13, 566	令和5年5月15日	令和5年5月31日
花輪駅前教員住 宅草刈業務委託	令和5年9月	花輪駅前教員住宅敷 地内の除草及び除草 剤の散布	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	学校教育課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	10, 731	令和5年10月16日	令和5年11月2日
多世代交流館夜 間管理業務委託	令和5年4月	多世代交流館夜間管 理業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	社会教育課 (多世代交流 館)	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価900円/ 時間+事務 費(4~9 月:15%、 10~3月: 17%)	令和5年4月1日	令和6年3月31日
笠懸公民館夜間 管理業務委託	令和5年4月	施設管理業務(施設 の施錠、部屋の貸出 し事務等)	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	社会教育課 (笠懸公民館)	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価900円/ 時間+事務 費(4~9 月:15%、 10~3月: 17%)	令和5年4月1日	令和6年3月31日
笠懸野文化ホー ル夜間業務管理 委託	令和5年4月	笠懸野文化ホール 夜間管理業務	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	社会教育課 (笠懸野文化 ホール)	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価900円+ 事務手数料 15%(4~9 月) 単価900円+ 事務手数料 17%(10~3 月)	令和5年4月1日	令和6年3月31日
厚生会館清掃業 務委託	令和5年4月	厚生会館内の清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	社会教育課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価900円+ 事務手数料 15%(4~9 月) 単価900円+ 事務手数料 17%(10~3 月)	令和5年4月3日	令和6年3月31日
童謡ふるさと館 清掃業務委託	令和5年4月	童謡ふるさと館内の 清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。		公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価980円/ 時間+事務 費(4~9 月:15%、 10~3月: 17%)	令和5年4月1日	令和6年3月31日
童謡ふるさと館 草刈り作業委託	令和5年5月 令和5年8月 令和5年10月	童謡ふるさと館の草 刈り作業	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	社会教育課 (童謡ふるさと 館)	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価1,120 円/時間+材 料費+処分 代+事務費 (4~9月 :15%, 10~3月: 17%)	令和5年4月20日 令和5年8月1日 令和6年1月11日	令和5年6月30日 令和5年9月30日 令和6年3月31日
古代料理開催事 業等作業補助業 務	令和5年4月	岩宿博物館で開催す る古代料理等の実施 に係る作業補助	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	文化財課	公益財団法人群馬県 長寿社会づくり財団	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約 1,296円/h	令和5年4月20日	令和6年3月31日
史跡岩宿遺跡遺 構保護観察施設 管理業務委託	令和5年4月	史跡岩宿遺跡遺構保 護観察施設の管理・ 見学者対応・トイレ 等の清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	文化財課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	900円/h+ 事務費 15%(4~9 月) 17%(10~3 月)	令和5年4月1日	令和6年3月31日
岩宿の里駐車場 鍵開閉・公衆ト イレ清掃業務委 託料	令和5年4月	岩宿博物館周辺の駐 車場開閉及び公衆ト イレ清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	文化財課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	1,050円/h +事務費 15%(4~9 月) 17%(10月~ 3月)	令和5年4月1日	令和6年3月31日
岩宿の里清掃業 務	令和5年4月	岩宿博物館周辺のゴミ清掃	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	文化財課	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	930円 (7~9 月980円) /h +事務費 15% (4~9 月) 17% (10 ~3)	令和5年4月1日	令和6年3月31日
旧花輪小学校記 念館植栽管理委 託	令和5年6月 令和5年8月 令和5年10月	旧花輪小学校記念館 内の除草	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律(昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	文化財課	公益社団法人 みど り市シルパー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	44, 802	令和5年7月13日	令和5年8月10日
富弘美術館トイ レ清掃業務委託	令和5年4月	富弘美術館内トイレ 清掃、ゴミ拾い等	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に該当 すること。	高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律昭和46年法律第 68号)に規定するシルバー人 材センターであること。	富弘美術館	公益社団法人 みど り市シルバー人材セ ンター	地方自治法施行令第 167条の2第1項第3号 に該当すること。	単価契約・ 作業費900 円/時間・ 事務手費の 15%(4月~ 9月)作業費の 17%(10 月~3月)	令和5年4月3日	令和6年3月31日